

平成27年(家口)第107号 間接強制の申立て(変更の申立て)事件

決 定

愛知県江南市古知野町古渡163番地

債 權 者

愛知県一宮市浅井町黒岩字郷西21番地1

債 務 者

同代理人弁護士 石塚徹

同 田巻紘子

主 文

上記当事者間の当庁平成26年(密)第104号間接強制申立事件の平成27年2月10日付け間接強制の決定主文第2項(当庁平成27年(密)第62号間接強制(変更)申立事件による変更後のもの)のうち、面会交流不履行1回につき債務者が支払うべき金員の額を、本決定送達日後の面会交流から、不履行1回につき50万円と変更する。

理 由

第1 申立ての趣旨

上記当事者間の当庁平成26年(密)第104号間接強制申立事件の平成27年2月10日付け間接強制の決定主文第2項(当庁平成27年(密)第62号間接強制(変更)申立事件による変更後のもの)のうち、面会交流不履行1回につき債務者が支払うべき金員の額を、本決定送達日後の面会交流から、不履行1回につき70万円と変更する。

第2 当裁判所の判断

1 一件記録(本件のほか、当庁平成26年(密)第104号、同平成27年(密)第23号、同平成27年(密)第62号及び名古屋高等裁判所平成27年(ラ)第378号事件記録を含む。)によれば、次の事実が認められる。

(1) 債権者と債務者は元夫婦であり、両者の間には長女…。(平成18年

1月1日生。（以下「未成年者」という。）が出生したが、債権者と債務者は、平成19年6月14日、債務者を未成年者の親権者と定めて調停離婚した。

- (2) 名古屋家庭裁判所一宮支部は、平成26年9月24日、債権者の申立てに基づき、債務者に対し、債権者が未成年者と毎年3月及び7月並びに12月に各1回面会交流することを許さなければならない旨を命じる審判（以下「本件審判」という。）をし、同年12月17日、これが確定した。
- (3) しかし、債務者が同月の面会交流を履行しなかったため、債権者は、本件審判に基づく面会交流について間接強制の申立て（以下「前件間接強制申立事件」という。）をし、同裁判所同支部は、面会交流の不履行1回につき債務者が支払うべき金員を12万円として間接強制による履行を命じた。
- (4) 債務者は平成27年3月の面会交流も履行しなかったため、債権者は、面会交流の不履行1回につき債務者が支払うべき金員の増額変更の申立て（以下「前々件変更申立事件」という。）をし、同裁判所同支部は、面会交流の不履行1回につき債務者が支払うべき金額を24万円に増額する決定をした。
- (5) 債務者は平成27年7月の面会交流も履行しなかったため、債権者は、上記金員の増額変更の申立て（以下「前件変更申立事件」という。）をし、同裁判所同支部は、面会交流の不履行1回につき債務者が支払うべき金額を36万円に増額する決定をした。債務者は、同決定に対して執行抗告（以下「前件執行抗告事件」という。）をしたが、名古屋高等裁判所は同抗告を棄却する旨の決定をした。
- (6) 債務者は、平成27年12月の面会交流を履行しなかった。
- (7) そこで、債権者は、債務者に対し、本決定送達後の面会交流から、面会交流不履行1回につき債務者が支払うべき金額を70万円に増額するよう

求めた。

(8) なお、平成27年7月22日、債務者は、名古屋家庭裁判所一宮支部に対し、本件審判の変更を求め、本案及び審判前の保全処分の申立て（以下「別件面会交流申立事件等」という。）を行った。上記各事件は、同裁判所同支部で、現在、審理中である。

2 ところで、間接強制の決定において支払うべきものとされる金員の額は、債務者による義務の履行（本件においては面会交流）を確保するのに相当な額とされるべきであり、一旦上記金額を定めた間接強制の決定が効力を生じたにもかかわらず、債務者がその義務の不履行を続け、決定が功を奏しないような場合には、間接強制の金額を変更すべき事情の変更があったものとして、執行裁判所は上記金額をその時点において相当な額に変更することができる解すべきである。

3 本件において、一件記録により認められる本件審判の内容（面会交流の回数は年3回であり、1回当たり2時間ないし4時間に過ぎず、平成29年3月までは債務者の同席が認められていること）、並びに前件間接強制申立事件、前々件変更申立事件及び前件変更申立事件の決定の各正本送達の前後を通じた債務者の上記義務履行に関する対応、とりわけ、平成27年12月の面会交流に当たっても、債務者が面会交流に向けてこれまでとは異なった環境調整の努力をした形跡は認められないこと、その他の事情を総合して考慮すると、現時点においては、上記間接強制決定で定められた金額は債務者の上記義務の履行を確保するにはもはや相当ではなく、これを面会交流不履行1回につき50万円と変更するのが相当である。

4 この点、債務者は、①未成年者は債権者との面会交流について強い拒否反応を示しており、このまま面会交流を強いても、債権者に対する悪感情を増すばかりか、過度な心理的負担を負い、健全な自己肯定感等の精神の発展を阻害する、②実際、未成年者にはストレス反応による症状が出ており、自傷・自殺行

為等に及ぶ危険があり、精神科専門医からもその旨評価されている、③間接強制の金額は既に債務者の生活を脅かす限界に達しており、未成年者の生育環境を破壊するおそれがあるなどと主張し、本件申立ての却下を求めた。そして、債務者は、上記①②を裏付ける証拠として、専門家の意見書（乙2）や精神科専門医の診断書（乙3）を提出する。

5 しかし、未成年者の面会交流に対する拒否的反応については、債務者の敵愾心が強く影響している可能性があり、また、債務者の面会交流に向けた環境調整の努力も十分とは認められないことから、これが間接強制を不相当とする事情となり得ないことは、これまでの間接強制を巡る一連の決定において示されてきたとおりであって、債務者提出の証拠によっても、上記結論を左右するものではない。

そして、面会交流が未成年者に及ぼす影響や身体症状に関する上記①②の主張については、それが本件審判の誤りを指摘するものであるにしても、また、審判後の事情変更を指摘するものであるとしても、執行機関である当裁判所が、債務名義の内容を実質的に変更することはできないから、上記各主張は失当と言わざるを得ない（なお、別件審判変更申立事件における家庭裁判所調査官の調査に基づく未成年者の学校における生活状況〔学習面、生活面のいずれについても問題はなく、安定した生活を送っていること〕に照らすと、未成年者が面会交流について身体症状を伴うほどのストレスを感じているかどうかについて疑問があり、上記①②の主張を直ちに認めることも困難と言わざるを得ない。）。

また、間接強制金額が未成年者の生活を脅かす限界に達しているとの上記③の主張についても、そもそも間接強制が債務者の負担となるのはその制度の本旨に照らして当然である上、債務者は愛知県職員として相応の収入を得ていること（平成27年分の給与支払額年額755万0514円）、これまで面会交流を不履行した際には直ちに間接強制金額を支払ってきたこと、そのほか債務

者の強固な拒否的態度など一件記録により認められる諸事情を総合すると、上記のとおり金額の変更をすることが相当ではないということはできない。

したがって、債務者の主張はいずれも採用できない。

6 よって、主文のとおり決定する。

平成28年3月2日

名古屋家庭裁判所一宮支部

裁判官 遠藤俊郎